

平成 14 年 4 月 1 日施行
平成 19 年 1 月 1 日改定
平成 20 年 7 月 1 日改定
平成 23 年 6 月 30 日改定

業務委託契約要領

1. 目的

この要領は、経理規程ならびに業務委託基準および外国人向け協会国際衛星放送の業務の委託に関する基準に基づき、公正かつ適正な業務委託契約を締結し、もって円滑な事業活動に資することを目的とする。

(改定 平成 23 年 6 月 30 日)

2. 受託者の選定

受託者の選定にあたっては、契約の公正性および透明性を確保するため、次による場合を除き、競争によることを原則とする。

- (1) 公共放送サービスの質を確保するため、当該業者のノウハウを活用することが不可欠な場合
- (2) 削除
- (3) 著作権、特許権等の排他的権利の保護との関連で業者が限定される場合
- (4) 既設設備との関連で業者が一者に限定される場合
- (5) 緊急の必要により競争に付している時間がない場合
- (6) 法令の規定により、契約の相手方が一者に定められている場合
- (7) その他特別な事由で業者が一者に限定される場合

(改定 平成 20 年 7 月 1 日)

3. 業務委託費の算定

NHKが支払う業務委託費は、委託業務の内容に照らし社会的に公正かつ妥当で、経済的なものでなければならない。

なお、委託費の算定にあたっては、別紙「業務委託費算定要領」に則り実施するものとする。

(別 紙)

業務委託費算定要領

1. 適用範囲

この要領は、NHKが発注する業務委託契約に適用する。

2. 業務委託費の性格

業務委託費は、正常な市場価格、または正常な原価に適正利益を加えた額を基礎として定める金額である。

業務委託費の算定にあたっては、委託する業務内容に適合した客観的で経済性に留意した積算に努めなければならない。

(改定 平成 19 年 1 月 1 日)

3. 積算の考え方

(1) 積算の原則

積算は、市場価格方式によることを原則とする。

なお、市場価格方式によることが適当でないものについては、原価計算方式によるものとする。

(2) 積算の方法

ア. 市場価格方式

市場価格方式は、市場価格を基準として計算する方法である。

イ. 原価計算方式

原価計算方式は、委託する業務の実施に要する費用項目を積み上げ計算する方式である。計算にあたっては、一般に認められた原価計算の方法に準じ、原則として標準的な体制で委託する業務を実施した場合に要する費用を算出する。

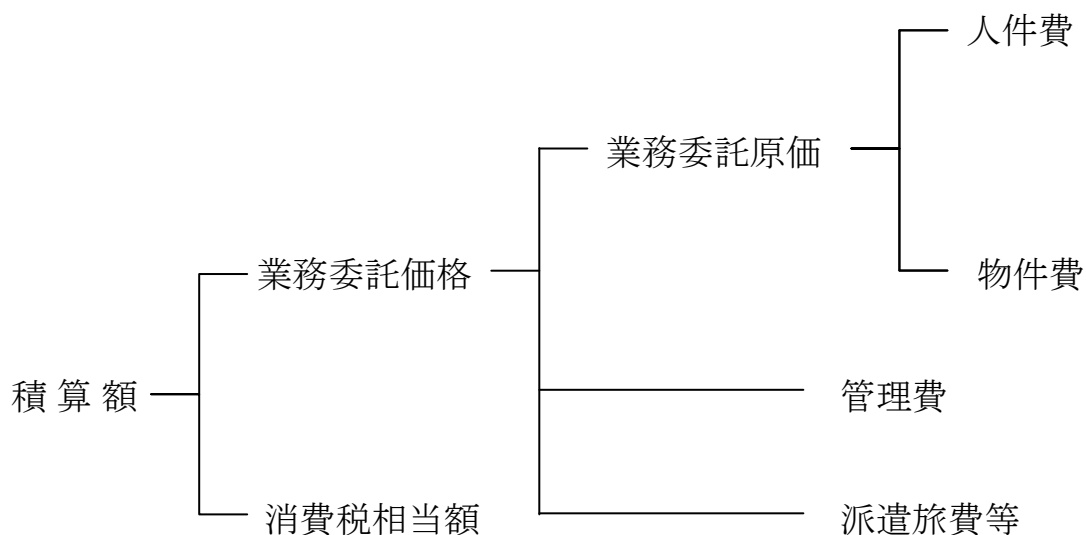
(改定 平成 19 年 1 月 1 日)

4. 積算の構成

原価計算方式における標準的な積算構成は次のとおりである。

ただし、対象となる個別契約の内容によって、構成要素を追加または変更して計算することができる。

(改定 平成 19 年 1 月 1 日)



5. 計算の基準

(1) 数量の計算

ア. 委託する業務の仕様に基づき、業務の実施に必要な要員および材料等の数量を算出する。

イ. 要員・材料等の数量は、根拠を明確にして計算するものとし、標準作業量・標準使用量の定めのあるものは、それに基づいて計算する。定めのない場合は、NHK内における実績等を勘案して定める。

(2) 単価の計算

ア. 人件費

人件費については、給与関係の客観的な調査資料等に基づき、委託する業務の内容に適合する経済的な金額を採用する。

なお、NHKからの出向者等の人件費の取り扱いについては別に定める。

イ. 物件費

物件費については、委託する業務に直接必要とする材料、部品および消耗品等について、規格、品質および数量などを明確にして計算する。